

○財務省告示第三百号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年八月五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年九月八日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記

利付国庫債券（十年）（第三百十六回）

二 発行の根拠

法律及びその
別会計に関する法律（平成十九

三 振替法の適

用等
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法

札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格

五

方募

イ

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

競争市場も参加者にとり、特別参加者・第Ⅱ非価格競争
入札発行」という。)
て、財務大臣が各国債市場特別
した後に、行われる入札であつ
び価格競争入札の募入の決定を
価格競争入札発行」という。)
「国債市場特別参加者・第Ⅰ非
を定めるものによる発行(以下
場特別参加者にとり、特別参加
であつて、財務大臣が各国債市
競争入札と同時に行われる入札

ハ ロ

非 札 非
競 発 行
争 入 入

各申込みのうち、応募額を順次割り
も申込みの応募額を順次割り
当てる。応募額を案分により
各申込みの応募額を案分により
割り当てると、応募額を案分により
各国債市場特別参加者ごとの
募限度額の範囲内において各
申込みの応募額を割り当てる。

六

イ

発

入 価
札 格
発 競
行 争
額

額面金額で一兆九千九百一億円

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.1}{100} \times \frac{1}{2}}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成二十三年八月五日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成三十三年六月二十日	る利息を支払う。以前六月間に属す
					以後の利子
					第二期以後
					毎半年六月二十日及び十二月二十
					日を支払期とし、各支払期にお
					いて、その日以前六月間に属す